

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1011 号（諮問第 1663 号）

件名：署長会議に関する決裁書類等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 5 月 18 日

2 原処分

令和 3 年 5 月 24 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示決定をした。

3 審査請求

令和 3 年 8 月 18 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 10 月 22 日

5 答申

令和 4 年 8 月 29 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、2019 年 1 月及び 2020 年 1 月に開催した警察署長会議（以下「署長会議」という。）に関する決裁書類など全ての文書で、請求日現在、警察本部総務部総務課で管理するものと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、本件請求対象文書に該当する文書は署長会議の開催日時、場所、日程等を記した書面（以下「開催通達」という。）及び人員派遣等の依頼文書のみであり、他には存在しないとのことである。

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、開催通達及び依頼文書は、署長会議の開催日の約2か月前に作成しているが、開催通達の保存期間については、内容が定例的な会議の開催について通達するものであるため、愛知県警察行政文書管理規程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号）第57条及び別表第2の「警察運営上の軽易な事項に係る意思決定を行うための決裁文書」に該当し、文書が作成された翌年の初日から起算して1年としているとのことである。また、依頼文書の保存期間については、極めて事務的な内容であり、会議終了後にはその役目を終えることから、会議開催月の末日までとしているとのことである。したがって、2019年1月及び2020年1月開催の署長会議の開催通達及び依頼文書は、いずれも開示請求日時時点で廃棄済みであるとのことである。

また、当審査会において処分庁から確認したところ、署長会議は今後の目標や活動指針といった当面の警察運営について口頭で指示伝達する会議であり、審議や意思決定がなされないことから、報告書や議事録は作成しておらず、他に文書は存在しなかったとのことである。

以上のことからすれば、本件請求対象文書は廃棄済みであり、他に文書を作成していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」とおり判断する。

別記

2019年1月及び2020年1月に開催した署長会議に関する決裁書類などすべての文書（請求日現在、警察本部総務課で管理するもの）